

旭川医科大学における動物実験施設利用細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年1月6日学長裁定)

旭川医科大学における動物実験施設利用細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における動物実験施設利用細則（令和4年3月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程(平成19年4月1日旭医大達第15号。以下「規程」という。)第13条の規定に基づき、動物実験施設Asahidake棟(以下「A棟」という。)及び<u>Kurodake棟</u>(以下、「K棟」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(動物実験施設の用途)</p> <p>第3条 動物実験施設(以下、「施設」という。)の用途は、各号に定めるところによる。</p> <p>(1) A棟 1階 小型げっ歯類の検疫、SPF化、化学実験及び感染実験</p> <p>(2) A棟 2階 SPF小型げっ歯類の繁殖</p> <p>(3) K棟 1階 中大動物の実験</p> <p>(4) K棟 2階 SPF及び免疫不全の小型げっ歯類の実験 <u>(削除)</u></p> <p>2 前項によらない用途で利用する場合は、事前に管理者の承認を得</p>	<p>(略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程(平成19年4月1日旭医大達第15号。以下「規程」という。)第13条の規定に基づき、動物実験施設Asahidake棟(以下「A棟」という。)、<u>Kurodake棟</u>(以下、「K棟」という。)及び<u>Dog Farm棟</u>(以下「D棟」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(動物実験施設の用途)</p> <p>第3条 動物実験施設(以下、「施設」という。)の用途は、各号に定めるところによる。</p> <p>(1) A棟 1階 小型げっ歯類の検疫、SPF化、化学実験及び感染実験</p> <p>(2) A棟 2階 SPF小型げっ歯類の繁殖</p> <p>(3) K棟 1階 中大動物の実験</p> <p>(4) K棟 2階 SPF及び免疫不全の小型げっ歯類の実験</p> <p><u>(5) D棟 1階 中大動物の実験</u></p> <p>2 前項によらない用途で利用する場合は、事前に管理者の承認を得</p>

なければならない。

(略)

附 則

この細則は、令和8年1月6日から施行する。

【改正理由】

本学の飼養保管施設であるDog Farm棟の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

なければならない。

(略)